

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況及び今後の見通し等
1	エ 四半期推計に関する諸課題	<p>○ 毎月勤労統計調査について、</p> <p>① 常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、</p> <p>② 離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、</p> <p>③ 退職金の調査を検討する。</p>	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。	<p>① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定。</p> <p>② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考えられるため、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することとし、平成23年度調査から実施している。</p> <p>③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。</p>

統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※

【平成21年度統計法55条報告】
平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。（詳細は下記を参照）また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し（平成22年4月27日）、今後、対応を検討する。

「各課題の検討状況」
① 標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。
② 離職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が欠かせないが、適当な項目が見当たらない。一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。
③ 退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され速報性を維持したままでの対応策は見出せていない。

【第2・3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】
① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由期間の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。
② 雇用動向調査と労働経済動向調査の統合の検討に置いて、調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めたが、二調査とも現在の調査項目に必要な調査項目が多いことなどから、両調査の統合ではなく、現行の雇用動向調査の上半期・下半期の調査票の中で、四半期別の離職労働者数を把握する方向で検討している。
③ 毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままでの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計（QE）において求められていることを踏まえ、②において対応することを検討している。

【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】
① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。
② 企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。
③ 退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、速報性の観点からも毎月勤労統計調査における対応は困難である。なお、国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能と考える。

【平成23年度統計法55条報告】
① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。
② 企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。
③ 退職金支払額は国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能のため、退職金についての調査は予定していない。

①については、有識者の検討会において検討を行っており、当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定。

※重複回答は統合。

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況及び今後の見通し等	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	<p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日（地震の影響により、持ち回り開催に変更）</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どこか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費をはじめとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p> <p>（対応状況等）</p> <p>上記「厚生労働統計の整備に関する検討会」の検討結果におけるSHAの質の担保に貢献するため、平成22年度国民医療費の作表において推計方法の全面的な再検討を行うとともに、把握可能な資料を元に推計することにより統計の精度向上及び結果の拡充を図った。</p> <p>【主な改善内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般診療医療費」を「医科診療医療費」と「療養費等」へ細分化 ・「公費負担医療給付費」の「その他」から「児童福祉法」、「特定疾患治療研究費」及び「地方公共団体単独実施」を細分化 ・「高額療養費」の支給金額の推移表を追加 ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る医療給付費を公費負担分と事業主負担分に分割計上 ・「被用者保険」の被保険者、被扶養者、高齢者別の推計について、「健康保険・船員保険事業年報」の支払確定額を活用 ・国家公務員災害補償法の適用外となる特別職の防衛省職員及び裁判所職員の災害給付を新たにデータソースとして活用 ・従来は保険給付額（7割分）のみで全体を推計していたが、医療費総額（10割分）が入手可能となったため、医療費総額（10割分）と保険給付額（7割分）を活用する推計方法に変更 ・従来は、医科診療医療費の「病院」、「一般診療所」別の推計に1ヶ月分の支払額により推計を行っていたところ、年間の支払確定額を用いる推計方法へ変更 	<p>統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※</p> <p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>当該検討を行うにあたり、SHA手法に関する検討は専門的・技術的であることから、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とし、有識者を招いた検討会を発足した（平成22年4月26日）。</p> <p>【第3・5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日（地震の影響により、持ち回り開催に変更）</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どこか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費をはじめとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であると考え、平成23年12月14日に開催された第4回本検討会に報告し、了承された。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】</p> <p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日（地震の影響により、持ち回り開催に変更）</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どこか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費をはじめとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p>

※重複回答は統合。

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況及び今後の見通し等	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※
3	(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成人者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ・ 21世紀成人者縦断調査は平成24年度に新たなコーホートを追加し、平成24年11月に調査を実施した。 	<p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成人者縦断調査について、新たな標本を追加する方向である。</p> <p>有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置し検討し、平成22年3月31日に最終とりまとめを行い、21世紀出生児縦断調査、21世紀成人者縦断調査それぞれ新たな標本の追加が必要であるとの提言があった。</p> <p>今後は、21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートの予算を確保し、12月実施を予定している。</p> <p>また、21世紀成人者縦断調査では、平成23年度予算要求を行う方向で検討する。</p> <p>【第3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。</p> <p>21世紀成人者縦断調査における新たなコーホートの追加は、財政事情により平成23年度の概算要求に盛り込まれなかったが、平成24年度以降、概算要求することを検討する。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>・ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。</p> <p>・ 21世紀成人者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成24年度予算政府案として取りまとめられた。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】</p> <p>・ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。</p> <p>・ 21世紀成人者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成24年度に実施することとしている。</p> <p>21世紀成人者縦断調査については、平成24年度調査において実施予定。</p>
4	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 <p>今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。</p>	<p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。</p> <p>今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。</p> <p>【試験調査スケジュール】</p> <p>平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始 試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請</p> <p>平成23年度 試験調査の実施 試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。</p> <p>平成24年度 平成25年調査（本調査）について、総務大臣への承認申請（統計委員会対応を含む。）</p> <p>平成25年度 本調査（大規模調査）の実施</p> <p>【第3・5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>・ 平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。</p> <p>・ 平成22年度は、平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。</p> <p>今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討する。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】</p> <p>・ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。</p> <p>今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。</p>

※重複回答は統合。

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況及び今後の見通し等
5	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。	<p>統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※</p> <p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中である。 具体的には、 ①雇用動向調査の個票データを用いて、雇用を増やした（減らした）事業所の増加（減少）量を推計 ②雇用保険データ（被保険者数が記録された事業所データ）を用いて、新設（廃止）事業所の労働者比率を推計 ③①と②を組み合わせるにより、雇用増加（減少）事業所における増加（減少）量を新設（廃止）による増加《雇用創出》（減少《雇用消失》）と事業の拡大（縮小）による増加（減少）に分離する。 方法について、データ処理を精緻化する方法とともに、研究を進めているところである。</p> <p>【第2回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中であり、8月4日、当該指標に関する雇用創出・消失指標推計研究会が開催された。</p> <p>【第3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究を行い、研究結果の概要について4月28日に同機構より報道発表が行われた。今後、同機構により作成される報告書を踏まえ指標の公表について検討を行う。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成23年4月28日に研究結果の概要について報道発表、平成23年10月21日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成23年4月28日に研究結果の概要について報道発表、平成23年10月21日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。</p> <p>平成24年度中に雇用創出・消失指標を推計、公表する予定。</p>
6	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。	<p>【平成21年度統計法55条報告】 ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中であるため、それを踏まえ検討する。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容及び平成23年度統計法55条報告】 事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している（重複は正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される）。 今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。 なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成22年12月に出され、平成24年の試験運用の実施が提言されている。 また、各種統計調査のための母集団情報の精度向上のため、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の調査票情報及び労働保険関係設立届などの行政記録情報を事業所母集団データベースに提供している。</p> <p>今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、共通コードの維持管理方法の検討を行う予定。</p>

※重複回答は統合。

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況及び今後の見通し等	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※
7	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。	統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項に分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。	<p>【平成21年度統計法55条報告】 平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置し22年4月27日に1回目の検討会を開催。今後、検討会を通じて対応を検討する。</p> <p>【第3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理したところ、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、毎年継続的に調査する事項（就業形態別の労働者割合等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応したい。 なお、既存統計の活用の観点から、労働力調査における従業上の地位等の定義に関して意見を提出した。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理し、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、毎年継続的に調査する事項（就業形態別の労働者割合等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応予定。 なお、既存統計の活用の観点から、労働力調査における従業上の地位等の定義に関して意見を提出した。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】 総務省と共同（「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省主催）」及び「雇用失業統計研究会（総務省主催）」）で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、毎年継続的に調査する事項（就業形態別の労働者割合等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応することとした。</p> <p>平成24年調査から対応予定。</p>
8	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。	四半期毎に実施している労働経済動向調査（30人以上、公務を除く12大産業）において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施している。	<p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 労働政策研究・研修機構（JILPT）において諸外国の状況の調査を行った。 今後、労働政策研究・研修機構（JILPT）における諸外国の状況把握を踏まえて、日本において総合的な労働力需給の指標を導入する際の諸条件の検討・整理を行う。</p> <p>【第2回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 諸外国が行っている求人・欠員に関する調査と雇用動向調査における未充足求人が類似していることから、雇用動向調査を四半期化するなどの方法により未充足求人を四半期毎に把握する方向で検討している。 需給動向を示す指標については、総務省の世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性などについて検討することとし、総務省との連絡調整を行う。 なお、公務の求人把握については、関係府省に確認のうえ検討を行う。</p> <p>【第3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 未充足求人については、現行では、雇用動向調査において上半期で把握しているが、同調査内で残り3四半期分について把握の可能性、または、現行四半期で実施している労働経済動向調査の中の未充足求人の把握の可能性について検討を行う。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】 ハローワーク以外のルートも含めた求人数の把握については、平成21年度に、諸外国における欠員調査の実施状況を調査したところ、我が国ではこれらの調査と類似の項目として未充足求人を雇用動向調査（5人以上、公務を除く16大産業）において調査しているが、当該調査では年1回（上半期）のみの把握となる。 このため、四半期毎に実施している労働経済動向調査（30人以上、公務を除く12大産業）において、未充足求人の把握が可能か試行的に実施することとする。 なお、これらの既存調査において全規模、公務を含む全産業に拡大することは精度、コスト等の面から困難である。</p> <p>【平成23年度統計法55条報告】 ハローワーク以外のルートも含めた求人数の把握については、平成21年度に、諸外国における欠員調査の実施状況を調査したところ、我が国ではこれらの調査と類似の項目として未充足求人を雇用動向調査（5人以上、公務を除く16大産業）において調査しているが、当該調査では年1回（上半期）のみの把握となる。 このため、四半期毎に実施している労働経済動向調査（30人以上、公務を除く12大産業）において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施することとする。 なお、これらの既存調査において全規模、公務を含む全産業に拡大することは精度、コスト等の面から困難である。</p> <p>平成25年2月調査分から実施予定。</p>